

## 平成24年第2回佐川町議会臨時会会議録

開 会 平成24年10月10日 午前9時5分宣告

招 集 場 所 佐川町議会議場

議 員 の 定 数 14名である。

議 員 の 現 在 数 14名である。

出 席 議 員

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 森 正彦  | 8 番  | 松本 正人 |
| 2 番 | 片岡 勝一 | 9 番  | 永田 耕朗 |
| 3 番 | 松浦 隆起 | 10 番 | 西村 清勇 |
| 4 番 | 岡村 統正 | 11 番 | 今橋 壽子 |
| 5 番 | 坂本 貞雄 | 12 番 | 嶋崎 正彦 |
| 6 番 | 中村 卓司 | 13 番 | 徳弘 初男 |
| 7 番 | 氏原 義幸 | 14 番 | 藤原 健祐 |

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長       | 榎並谷哲夫 | 教 育 次 長   | 岩本 敏彦 |
| 副 町 長     | 西森 勝仁 | 病院事務局長    | 笹岡 忠幸 |
| 教 育 長     | 川井 正一 | 健康福祉課長補佐  | 田村 秀明 |
| 会 計 管 理 者 | 西森 恵子 | 産業建設課長    | 渡辺 公平 |
| 総 務 課 長   | 岡林 護  | 国土調査課長    | 氏原 敏男 |
| 税 務 課 長   | 河添 博明 | 農業委員会事務局長 | 氏原 謙  |
| 町 民 課 長   | 横山 覚  | 滞納整理課長    | 岡本 直美 |

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 田村 泰富

本日の議事日程は別紙のとおりである。

平成 2 4 年第 2 回佐川町議会臨時会議事日程

平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日      午前 9 時開議

- |       |          |                               |
|-------|----------|-------------------------------|
| 日程第 1 |          | 会議録署名議員の指名                    |
| 日程第 2 |          | 会 期 の 決 定                     |
| 日程第 3 |          | 町 長 挨 拶                       |
| 日程第 4 | 報告第 14 号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について） |
| 日程第 5 | 議案第 53 号 | 物品購入契約の締結について                 |



議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成 24 年第 2 回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、12 番嶋崎正彦君、13 番徳弘初男君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

日程第 3、町長挨拶を行います。

町長（榎並谷哲夫君）

おはようございます。大変秋も深まってまいりまして、もう周囲の田んぼは、ほとんど稲刈りが終わったという状況でございます。また、これから農作業、大変忙しい日々が続くと思います。そんな中、大変議員の皆さんには、お忙しい中でございますけども、第 2 回の臨時議会をお願いいたしましたところ、全員の議員さんに出席をいただきまして、まず厚く御礼を申し上げます。

今回の臨時議会、急なことでございましたけども、御案内のように、防災無線のいわゆる戸別受信機の購入の件、これはどうしても、工期の関係で急を要するということで、急遽開かしていただきました。ぜひ、御審議を願いたいと思います。

また、もう 1 件は、報告議案でございまして、これも急を要するということで、最寄りの議会に報告をさせていただくということで、お願いを申し上げます。議員の皆さんには、大変忙しい時期でございまして、行政のスムーズな執行のために、ぜひ御協力をよろしくお願いを申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（永田耕朗君）

以上で、町長挨拶を終わります。

日程第 4、報告第 14 号、専決処分の報告について、を議題とします。

提出者の報告をお願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

それでは、提案について、御説明を申し上げます。まず、報告第 14 号でございます。この専決処分の報告につきましては、町が施工した工事の影響により発生した損害について、損害を受けた者に対して費用を町が負担するものであります。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、平成 24 年 10 月 4 日に専決処分したことを報告するものでございます。

原因となった工事は、平成 23 年度に柳瀬地区で施工した管渠敷設工事で、本年度に工事完了後の状況を調査したところ、地盤の沈下が確認されました。この影響により、道路に隣接している工作物が傾斜して損害を与えております。この損害が生じた工作物を従前の状態に復元するに必要な費用を、町が負担をして解決することとしたものでございます。

以上、よろしく願いを申し上げます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

8 番（松本正人君）

この地盤沈下をしたということですがけれども、この地盤沈下の原因ですよね、原因と、それからこの賠償額というのは、いわゆるこの賠償率ですよね、はどうなのか、100 パーなのか何なのか、をお聞きしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

これは、柳瀬地区で、生活用水の排水管を敷設した工事でございます。それに隣接して宅地がございまして、そこにブロック塀がございまして、それへ影響し、その負担をするものでございます。町長説明ございましたように、ブロック塀、従前の状態に復元する、そのための費用でございますので、復元のための経費 100%でございます。

（「それだけじゃない、原因を聞いたがぜよ」の声あり）

産業建設課長（渡辺公平君）

原因は、先ほど言いましたように、暗渠排水管を敷設する、その工事により隣接しておる宅地にあるブロック塀に影響になったものでございます。

8 番（松本正人君）

基本的に、3つしかね、質問することが与えられてないのでよね、その聞いたときに、もういちいち2つ目の質問らいうてさせんってや。

僕が聞いたがはですね、原因を聞いたがよ。ほんでここ、今聞いたのは、ここへ書きちゅうとおりの話やいか。それやったら僕、聞く必要がない。どうして、その工事をしたことによって、どうして地盤が沈下したがか、と。誰のせいや、と。いうこと、町が100%払うたがやから、町のせいというふうにしちゅうやったら、どういう意味で町のせいなのか。業者には何の落ち度もなかったのか、そういうことを聞きゆうがですけど。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。業者のほうには落ち度ございません。道路ございまして、町道ございまして、町道のほうに暗渠排水管を敷設する、隣接してブロック塀ございましたので、ここへの影響というのも当然考えられてございまして、工事施工前には、現況の調査をしてございます。工事終わってから、状況の事後調査というものを行いまして、それにて確認したものでございます。

繰り返しにはなりますが、工事やる際、ブロック塀、宅地に隣接して、すぐ道路ございまして、道路の幅員が狭いもので、そこへ暗渠排水を入れるためには、掘り下げていかないきません。掘り下げることによりまして、隣接の宅地、ブロック塀のほうが沈下して、ブロック塀そのものに影響を与えたというものでございます。

あくまでも、これへの影響というものは、可能性というものは、当初から考えられておりまして、それへの対応をしたものでございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

12 番（嶋崎正彦君）

町が工事するときに、そういった地盤の軟らかいようなところを工事するときは、防御して、矢板とか入れて、そういった手段をとってから工事さんのですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。町道のほうに敷設する、これは町道やなくして、これは、回していくとなると民地を通らんといかんとかいうことで、逆に工事経費がかなりの、重なることが予想されました。そのため、一定のリスクはございますが、やはり工事面での、最少の経費で事業を実施するためには、このような施工しか方法はないということで施工したものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

日程第 5、議案第 53 号、物品購入契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

御説明申し上げます。議案第 53 号につきましては、物品購入契約の締結について、の案件でございます。

この案件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成 24 年度佐川町防災行政無線戸別受信機購入です。契約の方法は、随意契約でございます。契約金額は、1,047 万 6,375 円でございます。契約の相手方は、香川県高松市浜ノ町 58 番 6 号、三電計装株式会社、代表取締役和田成登でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

総務課長（岡林護君）

それでは、私からは、議案第 53 号の物品購入契約の締結について、その詳細を御説明をさせていただきます。

お手元に、この A 3 版の参考資料があるかと思いますけど、これに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、左側のほうに書いておりますけど、今までの事業経緯ということで載せております。昨年度、全世帯を対象に、難聴世帯のア

ンケートということを取ったことにつきましては、今まででも議会で御説明申し上げましたが、そのアンケート結果に基づきまして、本年の4月から7月までの間にですね、消防団、それからここには書いておりませんが自主防組織の方々、そういう方々と協議をいたしまして、まず、初年度は、どういうところを対象に行っていくか、大体5カ年計画でやるというに予定しておりますけど、そういう諸々のことに基づきまして検討をいたしました。

8月に、その検討の結果を踏まえまして、ちょっと右側ですね、平成24年度戸別受信機整備計画と書いておりますが、ここに書いております佐川から加茂地区の5地区、5地区の中で、内訳で部落名が書いております。ここに書いております部落名、島の土居から一番下、横山部落まで書いておりますけど、これらの世帯が50%以上の難聴率というアンケート結果が出ましたんで、その部落を対象にいたしまして、またちょっと左側に戻っていただきますけど、8月に、町広報にて、対象地区の事前告知をいたしまして、それから申請を受け付けるということで、第1回目の募集を8月の13日から27日までの間にいたしました。

なお、方法としましては、チラシの部落の回覧とか、あと町のホームページ等に掲載をいたしたところでございます。

なお、その結果がですね、このちょっと下のほうに書いておりますけど、2段目中ほどに書いてますが、募集1回目の申請者数が56名という結果でありました。これは、ちょっと自分たちが予想したより非常に少ない数字であったということです。

実は、この難聴世帯、先ほどの言いました島の土居から横山地区の部落の難聴世帯の数がですね、アンケートでは327世帯というふうになっておりましたのが、わずか56世帯ということで、これはちょっとまだまだ申請が抜かっている部分があるんじゃないか、ということでですね、9月に再度2回目の募集をいたしました。

9月の3日から14日までの募集期間ということで、今度は全戸配付をいたしまして、なお、全戸配付の折に、町への申請書も一緒につけてですね、配付をいたしました。それからもちろん町のホームページでも掲載をいたしました。

それで、結果がですね、ちょっとまた下の段のほうに書いてますが、募集2回目の申請者数が12名ということで、これもやはり予想以上に少なかったと。合計68名ですか、68世帯が申請というこ

とでありました。これは、種々の事情というのは、事情といいますか、原因というのは推測はできるんですけど、いざ、申請という段になると、ちょっと二の足を踏まれた方が多かったと。

それから、あと、家の中に設置いたしますんで、なかなかこう、家の中に入っているいろいろな工事をしてもらいたくないとかいうようなこともあったかと推測はいたしますけど、結果としては、こういうことになりました。

そこでですね、また次の下の段がそのことですが、こういう島の土居から横山地区の対象世帯の中でですね、全部で総世帯数は 463 世帯、そのうちで難聴世帯数が 345。難聴比率が 74.5%ということです。そのうち、先ほど申し上げましたように、68 世帯から申請があったということです。

それから、ちょっと右側のほうに移っていただきまして、そのためにですね、68 世帯では全部で 200 世帯ぐらいを予定をしておりましたし、また予算化も 1 千万以上の予算化でおりましたんで、やはりこれ、せっかくの予算をですね、有効に使わなくてはいけないということで、本年度はですね、プラス自主防災組織、やはり自主防災組織は、さまざま町との連携ですね、安否確認とか情報収集、あと伝達、その他諸々のことで連携が必要になってきますんで、自主防災組織に、少なくとも 2 機、平均 2 機の戸別受信機を設置するという方向で考えたいということで、自主防災組織に、そういうことを呼びかけるということにしております。

それでいきますと、5 地区で 134 機を予定をしております。それからあと、その他ですね、一般世帯追加分として 43 機。この 43 機というのは、ひとまず今年度は、この 43 機で、来年度それからまた 5 カ年計画ですんで、その他、まだまだ整備を必要な世帯につきまして、順次、来年度以降もやっていくということになるんですけど、合計で 245 機を、本年度は整備するということで考えております。

一番下にですね、物品購入契約の内容を書いております。戸別受信機が数量が 245、単価が 3 万 6,000 円。金額が 882 万円。

それからダイポールアンテナ、これは受信状況が悪い場合にアンテナが必要になってくるんですけど、多分難聴世帯のおうちは、ほとんどのが受信状況が悪いということが予測されますんで、ほとんどのところが、このアンテナが必要かと思っております。同じく、アンテナも 245、そして単価が 4,500 円。金額が 110 万 2,500 円です。

あと、運賃を含めまして 997 万 7,500 円。これに消費税を加えまして 1,047 万 6,375 円となります。

なお、これは随意契約といたしております、随意契約といたしました理由というのはですね、本体の、防災行政無線の、うちの本体が三菱製でございます。三菱製の本体とですね、あと、戸別受信機との互換性といいますか、互換性には、やはり他のメーカーでは非常に支障が出てくると。いざ、何かが起こってですね、住民の方々に避難勧告とか出す場合に、もしそれが作動しなかったら、大きな問題になってきますんで、あくまでも、そういう互換性を重要に考えまして随意契約としたということでございます。

あと、それからですね、各地区ごとに、例えば黒岩地区、尾川地区、それぞれで流す場合があります。全町的に流す場合ももちろんありますけど、尾川地区のみ、黒岩地区のみとかいう形の流す場合もありますんで、そうした地区設定というのも同じメーカーでないと非常に難しいということもありまして、そういう観点から随意契約ということにいたしました。

あと、それから金額面なんですけど、当初の予算化の段階ではですね、戸別受信機 1 つが 5 万 700 円。これは消費税込みですが 5 万 700 円で予算化をしております。それからアンテナが 6,300 円で予算化をしております。これではですね、もちろん随意契約ですんで、より安価なですね形で進めていきたいというに考えておりますんで、値下げ交渉を数度いたしまして、その結果ですね、ここに、先ほど資料にありますように、これは消費税抜きの金額ですが、3 万 6,000 円。消費税入れますと 3 万 7,800 円。それからアンテナが、先ほど、当初は 6,300 円でしたが、4,500 円で、消費税入れますと 4,725 円ですか、の金額になったということでございます。

以上でございます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

6 番（中村卓司君）

何点か、お聞きをしたいと思います。自主防災組織の数字、佐川町の中に、島の土居、富士見町、50 軒とかありますよね。50 という数字がありますよね、それと斗賀野が 40、黒岩が 16、それから尾川が 16、加茂が 12 と、これ全部の自主防災組織の会長さんの数と考えてよろしいのか。それともう一つは、この順でいきますと、

難聴組織の、来年、再来年の申請がよね、もっと数いくような算用になるがですけど、ことし、来年、再来年というその年次計画について、どのようになっているか、それを聞かせていただきたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まず1点目のですね、自主防災組織のこの資料にございます、例えば、佐川は50、斗賀野が40と、数字がありますけど、この数字につきましてはですね、現在自主防災組織は町内に67組織あります。まだ100%ではございません。今現在73%ですんで、これを26年度に100%へもっていきたいと思ってるんですが。この先ほどの戸別受信機の設置数なんですけど、これは必ずしもですね、会長さんということだけではなくてですね、例えば、自主防災組織によってはですね、部落長さんがそのまま代表になられちゃうところもあって、それが1年交代とかいうところもありますんで、極力うちとしてはかわらない、例えば、代表の方であつてもかわらない、年ごとにかわっていくような形じゃなくてですね、という方とか、それからあと連絡員の方ですね、各自主防の組織の会員の方々に連絡するような立場の方々、そういう方々を考えて、大体平均1自主防組織について2機というふうに考えており、だから、必ずしも会長さんへつけてくれ、副会長さんにつけてくれとかいうことではなくて、そこのあたりは自主防災組織に委ねて、選んでいただきたいというに思っています。

それからですね、もう1点、計画なんですけど、ただ、先ほど申し上げましたように、初年度がちょっと計画したよりですね、実際、機数としては245ですんで、実際予算は200、200機を予算化してまして、ただ、先ほど言いましたように、値引き交渉で1機当たりの金額が減りましたんで、その分を増やすことができて245ということですが、当初のもくろみよりも、なかなか申請数が少なかったということで、計画が多少ずれざるを得ないかなというに思ってます。

平均は、大体5年間で200ずつやって1,000というふうに考えてはしましたが、若干その辺りはもう少し練り直さないかんかなというには考えてます。ただ、もう極力難聴世帯全体にですね、行き渡るようにしたいと思ってますんで、それから、ことしやったことがまた啓発になってですね、「じゃあ、うちもつけろうか」とかいうこ

とも出てくるかと思えますんで、そういうことも見越しながらですね、来年以降ちょっと考えたいと思ってます。

6 番（中村卓司君）

本日は、その事業の計画についての内容でございますが、将来に向けての影響もあると思うんで、お聞きをしたんですけど、こういった形で、ある程度、その計画より少ないという実績が出てきた場合に、より深くじゃのうてより広く、範囲によね、希望を取るような形をよ、実施したほうが全体に行き渡るという可能性ができてますんで、ぜひですね、そういうことも参考にしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

8 番（松本正人君）

アンケート結果で、聞こえないというふうに答えたところに対してですね、今年はその一部の方に申請を募ったということで、申請比率が 14.7% ということで大変低かったと、こういうことだと思いますけれども、それで、予算はですね、ことしは大体、値下げ等もあって、今回申請した方に全部行き渡るようにして、ことしの予算は満たされたと、こういう説明だったと思ひますが。

そこでですね、いわゆる考え方なんですけれども、14 コンマ何ぼというような数字だったらですね、まあ言うたら、聞こえんままの人がかなり残ることになるかと思ひますけれども。例えば、中土佐町とかですね、そんなところの海岸ぶちのところについては、全戸にですね、戸別の受信機をつけるということがされております。もちろん、その事業の形態が違いますので、中土佐町らの場合はですね、過疎債にも似たような形で、確か 70% ぐらいの交付税措置というような形で、しかも申請ではなくて、全戸に、強制じゃないですけれども、行政が「もう、つけてください」と言うて設置をしてもらうと。こういう形になっているというふうに聞いております。

佐川の場合は、そういう制度が使えませんので、多分、申請ということになるかとは思ひますけれどもよね、けれども、これだけ数値が低かったらですね、果たして、その防災の観点からですね、目的が達成できるのかどうかということも疑問になってきますので、その点も含めて見直しをするということになってきませんかと思うがですけれども、いかがですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。このことにつきましては、この防災無線、行政無線、これは私が町長になってからずっと、やっぱり聞こえにくいという声ずっと聞いてございまして、これは非常に行政としても頭が痛い問題でございます。

ただ、今回、その計画を持ち上げた内容は、まず、聞こえないところを早急にやろうということで、これはアンケートも協力いただきまして、今、説明した、るる説明したとおりでございます。

ただ、このことについては、まさかのときに、聞こえないということは、これはいかんので、これはできるだけそういうことのないような形で、行政として取り組む必要があるということで、ことしから計画的にやっております。

ただ、私どもも、今までいろいろの声、そしてアンケート調査からの結果、これがこれほど低い数字であるというふうに想定をしておかなかったわけでございます。まず、難しいところから飛びついてくれるだろうという思いでございましたけども、これはいろいろ要因があらうかと思う。

これは広報の問題もあらうし、そして個人のこともあらうということですが、基本的には、数億かけた防災行政無線ですから、これを生かしたいわけでございますけども、そういう事態の中で、今、お話もいただきましたが、どういうふうにやっていったら、一番効果が上がるかということも検証しながら、これは進めていかなければならないというふうには、考えております。

できたら、ほんとにこれは、例えば、聞こうとして聞ければ、聞けれんことはないんじゃないかと思っておりますけども、災害というのは、これはいつやってくるか、どんな状況かわからないので、一番安全な方法というのは、これは行政として、これから、これだけ防災のことをやられてますから、これはきちっと検証しながら効果のある整備をしていきたいというふうに考えております。

ただ、全戸、今、中土佐の事例がありましたけども、全戸、これをやるとなると、かなりな費用もございまして、費用対効果も考えながら、効果のあることを考えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、これを、じゃあ五カ年の間に、全戸やるかというふうに言われましても、今ここで、「はい、そうします」というのは、なか

なかいきませんけども、できるだけ、今ある行政無線を効果的に生かせるような方法を考えながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御協力もお願い申し上げます。

総務課長（岡林護君）

ちょっと補足的に御説明申し上げたいと思うんですが、一つはですね、先ほど中土佐町の事例を出されましたが、それから起債で対応されてるということです。うちの場合は、県の「みんなで備える総合補助金」という制度を活用しております。うちの場合は、過疎債とかいうことが使えませんので、そういう補助金に頼るという形でやってるわけですが、その補助要綱の中でですね、県の、あくまでも難聴世帯に限るという要綱になっております。

あとですね、そういう観点からするとですね、なかなかその補助金使って全戸というのは、なかなか難しい部分も出てくると。なお、それについては、今後いろいろ検討せないかんというふうには考えております。

それから、あともう1点は、県の、これは補助要綱といいますか、県の担当に聞いた話なんですけど、やっぱり貸与という形でなくては補助対象にならないと。つまり単に住民の方に支給するという形では補助対象にならないんで、ということも聞いております。

それと、あと1点ですね、この、すいません資料の中で、左側の2段目に、申請比率、先ほど、議員が14.7%っておっしゃいました。ちょっと、私、すいません、よく見るとですね、これちょっと（a）分の（c）になっておりますが、これ、難聴世帯数に対する申請者数というに、本来ならなくてはならないんで、つまり（b）分の（c）ですか。だから、これ、すいません、申しわけないです。ちょっと資料的に不備でありまして、これでいくと約20%ですか、約20%ぐらいが申請率345分の68ということで、すいません、これはちょっと訂正しておわびを申し上げます。

8番（松本正人君）

（b）分の（c）でなければならないということで、申請比率は。けど、それでも20%というのは、めっそ変わらん数字かとは思いますが。今度のこの設置についてですね、直接的な話かどうかはわかりませんが、通常はですね、例えば、私のうちですよ、は、気をつけていれば聞こえます。

当然、私、議員ですので、戸別受信機つけていただけてますけれ

ども、それは1階にありまして、大体私2階でおりますので、あんまり、何か鳴りゆうよというぐらいしかわからんがですけれども。大抵、戸別受信機が鳴る前に、前だったと思います、前か後か前後に、いわゆる通常の外にあるスピーカーから音が流れるという形なんですけれども、静かにしておれば、何か言いゆうということは聞こえます。それが、ほんとに何を言っているのかということを知るには、ちゃんと窓をあけて耳を澄まして聞かんとよくわかりません。しかし、うちの世帯は、多分難聴世帯というふうにはなっていないというふうに思います。通常はですね、なかなかうちにおったら聞こえにくいというのが本当のところじゃないかなと思います。

前にも、NHKの番組でやった話をしたと思いますけれども、去年かおとどしか、近畿のほうで大雨があって、たくさんの被害者が出たと。このときの問題として、いわゆる避難誘導等の行政からのそういった声ですね、全く聞こえなかったというようなことが問題視されておりました。で、「ああ、やっぱりそうか」という思いがあったがです。

地震とかいうことになると、地震は、比較的一瞬のことだと思いますので、地震の最中にですね、何か放送があるというようなことは、まずないだろうと思います。地震が終わってから、放送があるということになろうかとは思いますが、地震の場合は、晴れておれば、外に出ればですね、何かあったとき聞こえるだろうと思いますけれども、問題は、豪雨とかですねそういう場合ですよ。当然、そういうようなときは、家は、窓はもう閉めつきりで、場合によっては、もう雨戸もしちゅうかもしれないと。そういうときには、恐らく相当注意をしてないと、注意しても聞こえんじゃないかと思います。

だから、そういうときのことを考えると、家の中にですね、そういった受信機があるということが、今さらながらですけども、最も、本当は望ましかったんじゃないかという思いもあります。

それと、先々週、いつだったですかね、自主防災の訓練を斗賀野で行いました。私も、鳥の巣も対象でしたので、災害訓練に参加いたしましたけれども、そのときにも思ったんですけれども、想定がですね、携帯電話とか、いわゆる通常、個人が使っている通信手段というものは全く使えないという、そういう想定でした。

そうすると、どっかから、いわゆるそういうときこそ防災無線と

いうものを頼りにするのではないかと思います。しかしですね、訓練のときも、これから防災訓練をしますという放送はあったと思いますけれども、それを使ったような訓練も、いわゆる具体的な訓練というのは、なかったようにも思いますし、ただ、もう、どう言いますかね、その係の人は、最終的に、本部というか、災害本部のところへ行って何か話をしたようではありますが、私は、通常のというか、一般の、普通の参加者でしたので、自分の決められた班のところへ報告に行って、それで終わりと。こういう形やったわけですがけれども。

そうすると、妙に、訓練が成功したのかどうなのかもさっぱりわからんですよね。何に問題があったのか何か、とにかく自分の持ち場は果たしたよ、というぐらいのことしかわからんというかよね、そういう訓練だったというふうに思いますけれども。

そういうときも、例えば、防災無線で、何か想定したよね、ことがされてもよかったんじゃないかというふうに思います。それと、当然、防災無線が、そういった場合に、唯一の頼りになると言うたわけはですね、ここの耐震工事をするときに、学校よりも何よりも一番先にここの耐震工事をせないかと、いうふうな説明をされていたと思います。

それは、ここが崩れたら、そういった連絡も何もかにもができなくなると。それから、移動式という形でデジタル化したというがも、これ設置したときの前の町長はですね、非常に先進的なものであって、もし本部がいかなかったとしても移動カーでできるとか、こういうことを言われていたので、けど、本当にそれが役に立つものかよということも、まだわからないままなんですけれどもよね。

そういうことも含めながらですね、今言うたように、聞こえない、うちは難聴地域じゃ多分ないけれども、よっぴど注意して聞きよらんと聞こえないのに、さらに難聴地域となるとですね、全くあてにならんということも考えられるんですが。そういうところで、たった20%ぐらいの、いわゆる申請しかない。後の残りの8割は、現状のままということで、それでええのかと。もちろんそれは、戸別受信機を必ずつけんと解決せんという話じゃないですよ。そういった8割の人は、どういうふうにするのかということも含めてですね、練り直しを考えないかと言われてましたけれども、そういうことも含めて練り直しをしなければならんんじゃないかというふう

に思うんですが、いかがですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。私も、実は、今の防災行政無線というのは、非常に難聴じゃなくっても非常に聞き取りにくいというのは、もう如実に感じております。一つは、これはいろいろな形で、声が聞きにくいのは、音が届かんじゃなくて、やっぱりいろいろ、ふくそうというか反響するとかいうて、なかなか聞き取りにくいというのは、私だけじゃないかと思います。

これは、私も、ちょっとテレビで見えておりましたけども、やっぱり東北の地震のときにも、そういう弊害があって、非常にわかりにくいという話がありました。

ということになりますと、やっぱり今言ったように、戸別受信機というのは、そういうときには頼りになるかなあという思いはしてございます。

そしてもう一つ、その防災訓練の話が出ました。これは、私も、出さしていただいておりますけども、これは訓練ですから、皆さんが、やっぱり最初から心してやっておりますから、いざというときに、果たしてあれでいいかということは、これはまた考え方があろうと思いますけども、そういった訓練を重ねる中で、今、松本議員がおっしゃられたとおり、いろいろな問題が出てくる。それをひとつひとつ解決していくことが、先の防災訓練の意義が出てくるかなあというに思っております。

そしてもう一つ。ある警察の署長さんが、お話の中で、防災訓練は実践と同じく取りかかれ、というような話がありました。だから、訓練だからということで手を抜くじゃなくて、ただ、行事ということじゃなくて実践のとおりので訓練をやってくれということ。そして、実際のときには、訓練どおりという言葉、私1回聞いたことがあるんです。まさにそのとおりじゃないかと思っておりますから、こうしたいろいろな意見を踏まえて、次の訓練には、こういうこともやっていこうということで考えております。

ただ、この間の総合訓練のときには、アマチュア無線の方にも御協力をいただいて、あちこち、随分会員もおるようでございますから、アマチュア無線のテストもしていただいております、そういったことも踏まえて、今後、できるだけ、災害が起きたときの対応というのは、これは、行政、町民一体となって取り組んでいかなければ

ればならない問題であるというふうに考えております。

戸別受信機につきましては、できるだけ私は、全戸にいくように考えていきたいなあというには思っておりますけども、冒頭に申し上げました、1台5万円もするということですから、非常に高いので、これをどういうにクリアしていくかというのは、これからの課題になろうかと思えます。先ほど申し上げました、いろいろな、また検討の余地は残っておるというに思っております。

総務課長（岡林護君）

先ほど、防災訓練のことを触れられましたので、ちょっとそのことについて御答弁したいんですが。

今年の防災訓練はですね、地域の皆様方と一緒にですね、練り上げた形で行いました。これは、従来にない形で行いました。もちろん、地域の皆様方、それからあと消防団の関係、それから自主防の関係、それぞれの方々に練り上げてですね、今までにない、よりリアルなですね、形で行っていかうと。そのために安否確認も取り上げてやりました。

安否確認も、かなりの自主防、それから自主防も組織されていない部落も一緒になってやっていただいて、そういう面では、もちろんその評価については是々非々あるかと思えますけど、私は、今までかかわった中では、非常によかった。もちろん課題はありますが、いろいろ課題はありますが、今までの中では、なかなかよかった訓練ではなかったかというに思ってます。

それから、あともう1点。防災無線の活用のことですけど、訓練の中で、防災無線の活用はいたしました。最初の発災の合図だけではなくてですね、後のほうで、訓練の後のほうで、いわゆるあそこの斗賀野小学校が今回舞台になってましたけど、災害対策本部を仮設置ということで。あそこに設置されてますラップつきの子局ですね、あの下に電話機がありまして、それは町との連絡とかができるようになってるわけですが、そのことの説明とか、あと、あの電話を使って、そこのラップを使ってですね、地区に放送できるということも実験的にやったりとかですね、いうこともやっていますんで、なお、そういう面も、それがまだまだ、それはやり方もいろいろあるかと思えますけど、そういうこともありましたんで、なお、御答弁さしていただきました。

それから、もう一つ。残りの方ですね、今回50%の中で20%ぐ

らい、50%以上の難聴世帯の中で、20%ぐらいしか申請がなかったと。あとの残りの8割ということですけど、当然ですね、これで事足りるということは絶対ありませんので、よりですね、またこの8割の方を含めてですね、全町に向けて呼びかけをしていこうということは考えています。

#### 8 番（松本正人君）

まず、2回目の質問やったか、のときにですね、私の防災訓練の経験のときですね、その防災無線の実際の運用の仕方、のことを言ったわけですけども、最初だけでなく使ったとか言われたけれども、これだけ、要するに防災無線が聞こえないということは言うけれども、実際に申請をしたらですね、非常に頼む人が少なかったと。

ということは、ある意味、その防災無線についてですね、めっそ関心がないというか、こんなん役に立つがやおうかというような思いも、一方にはあるかもしれんというふうなことも思うて、訓練中は、なるほどこれは防災無線があったらよね、大事なことが聞けるという、ええチャンスじゃないかと思うのに、そういうような、そう思わせてくれるようなことはなかったんじゃないかなというのが、詳しく言うと、私の感想やったがです。

前にも言ったことがあると思いますけれども、私、福島へ災害ボランティアで行っていたときに、現地の人に聞いたときにですね、あの原発の爆発事故があったとき、みんなテレビも一切見てないので、そういう行政からの知らせというのだけが頼りだったわけです。行政から、その原発の事故についても知らされたと。

最初の、けど、知らせというか、その知らせも誤報があったらしいですけどもよね、それを置いちゃってもそういう形で、住民には有事の際は知らされるんだなあということを実感して帰って来たところで、そういう意味では、非常に、防災無線というのはですね、ばかにならんと言うか、大事なものじゃないかなというふうには思ってます。そういう意味で、言うたわけですけど。

それとですね、きょうは、そういうことを論議する場でもないとは思いますが、先ほど町長が、1台5万もかかるので、というふうに言いました。けれども、難聴地域というのはですね、そういった上がっておるところというのは、全部でも1,000世帯ないんじゃないかと思うんですけども。1,000世帯に5万円というたらです

ね、5千万円じゃないですか。けど、5千万円あったら、要するに一応それができるわけですよ。けれども町単独事業でですね、それ以上に、いろいろ使っているのがあるじゃないですか、いっぱい。ねえ。町民に「これはおかしい、無駄じゃないか」と言われているものあるんじゃないですか。優先順位からいうたら、こっちのほうがずっと大事じゃないかと思うんですけども。それで「5千万ぐらい」というのは、おかしいかと思えますけれども。そういうものと比べて考えた場合は、私は「ぐらい」というふうに思えますけれどもよね、それを理由に、なかなか難しいというのは、妙に納得しかねるような気もしますが。いかがでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。私の、表現の仕方が、ちょっと理解していただけなかったかなあと。希望としては、全戸に、戸別受信機というのは、あるに越したことはないということですが、全戸いくとになりますと、3億かかるということですから、これ、やらんということじゃなくて、どのような方向でやるかということを検討していかないかということをございまして、決して、その難聴区域を放って、これでやるということじゃなしに、何とか、やる方法を考えていきたいと。戸別受信機というのは大事であるということをお願いしたつもりでございますので、御理解願いたいと思います。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

6 番（中村卓司君）

3 回目の質問でございます。松本議員に、ちょっと関連するんですけど、その優先順位をつけてということですから、希望を、優先順位ということになって、台数が少なかった。けど、現実のことを考えたら、例えば、崖崩れが心配される地区とか、それから川の氾濫がされる地区とか、そういう地区を重点的にやるのが本来の優先順位じゃないろうかと思えます。

そこもね、検討課題に入れなおかしいと思います。それともう一つは、今現在使われているかどうかわかりません。設置されているかわかりませんが、例えば、小学校、中学校、その学校単位でもですね、その防災無線がある必要がありやあせんろうかと思えます。

それからもう 1 点は、具体的に考えますと、例えば、災害が起き

た後に、避難所になるところ、こういうところも防災無線があったらですね、その災害があった後の防災という意味も含めてですね、大変重要やないだろうかというふうにも感じるわけです。

そういった意味で、優先順位を考慮すべきことが大変重要やないかと思います。それと、災害が、今でも起きるかもわからんという意見性の中からですね、今度の臨時議会を待たずにして、特別議会のきょうの提案になったと思うんですけど、それだけの理由じゃない、ほかにもあるんじゃないだろうかというふうな気もいたしますが、特別に、きょう、議会になった理由はですね、ほかにもいろいろあればですね、申請の問題とかいうことで、あつて、わざわざ、ここにせないかんかったのかですね、そのことも、最後の質問でございますので、聞かせていただいたらよろしいかと思いますので、それと、あと、工事完了が何月にできるのかというふうなこともお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まずですね、初めに申されまいたいいわゆる難聴世帯だけではなくて、いわゆる崖崩れの地域とかですね、そうしたところも、今後その世帯として、対象として考えていくべきではないかということですが、その件については、なお今後ですね、検討さしていただきたいと思います。

なお、それは補助要綱が、一応難聴世帯ということが対象になってますんで、県の。そのことも含めながら考えたいと思います。それからあと、小中学校にはですね、全部、防災行政無線の個別受信機も、それから鉄塔ですね、ラップも全部ついております。

ただ、佐川中学校は新しく変わりましたんで、ただ、文化センターについてますんで、ほぼ佐川中学についてると同じような状況で、各学校については、そういうにしております。

それとあとですね、もう1点、すいません。御質問の前、すいません、その前にちょっとすいません。まず、臨時会をなぜ開かしていただいたかということですが、これは、当然、地方自治法でですね、それからあと町の財務規則で、この請負、物品の購入の場合は、80万以上の場合は、議会の議決を経なくてはならないというふうになっております。

次開く 26 日じゃなくて、なぜ、きょうになったかということですか。すいません、ちょっと理解が、今ひとつわかってなかった。

それはですね、今、非常にタイムリミットの、もうすぐに発注しないと、なかなか実際の納品がですね、やっぱり3カ月以上、実際は3月1日までかかります。

それは、結構特注品ということで、メーカーに、いろいろ再度、何回も何回も交渉したんですが、それ以上なかなか早めることはできないと。そのためのリミットが、もうほんとに今すぐということにして、そうすると、当然、専決とかいうことは、今、なかなかよっぽどの自治法の法の趣旨に沿ったものでなくてはできませんので、そのために今回開かせていただいたと。一番の大きな理由はそのことであります。

工期は、3月1日に納品いたしまして、3月の中ほどには県のほうに補助の実績報告をしないといけませんので、それまでの間、だから3月の中旬までには全部仕上げるというふうに考えております。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

休憩します。

休憩　　午前 10 時

再開　　午前 10 時 2 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 53 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（榎並谷哲夫君）

終わりに当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日は、冒頭に申し上げました大変お忙しい中でございましたけども、先ほど議論いただきましたように、大変緊急を要するということで、大変ご足労おかけいたしました。

今、だんだん議論がありましたように、私ども執行部としては、予算の適正な執行に努めて、そしてできるだけ効果のあるような形で使わしていただくことを心がけて、今後も進めてまいりたいというように考えております。

本日は、大変忙しい中でございましたけども、提案した 2 案ともお認めいただきまして、厚く御礼申し上げまして御挨拶にさせていただきます。

議長（永田耕朗君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。平成 24 年第 2 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 10 時 4 分